○日進市民間保育所補助金交付要綱

平成14年4月1日
要綱第17号

(趣旨)

第1条　この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項により設置された保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「民間保育所等」という。)が児童の福祉増進を図るために行う児童福祉事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において民間保育所補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、日進市社会福祉法人の助成に関する条例(平成8年日進市条例第24号)及び日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条　補助の対象者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　市内において民間保育所等を設置し、又は設置しようとする社会福祉法人、学校法人その他継続的に保育を実施できる者(以下「社会福祉法人等」という。)であること。

(2)　社会福祉法人等の経営に携わる者に、日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がないこと。

(交付の対象及び補助率)

第3条　補助の対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

(1)　民間保育所等運営費(人件費・管理費・整備費)

(2)　非常勤職員雇用費

(3)　私的契約児保育実施費

(4)　産休等代替職員設置費

(5)　工事費(国庫補助対象事業に限る。)

(6)　経常費

(7)　設備拡充費

(8)　地域活動事業費

2　補助対象事業の内容、交付の対象、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(申請の取下げ)

第4条　規則第6条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した文書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条　補助対象事業者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に規則第10条の規定による実績報告をしなければならない。

(補助金の交付)

第6条　市長は、規則第11条に基づき補助金の確定を通知し、補助対象事業者からの請求に基づき補助金を交付する。

2　市長は、補助対象事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

(財産処分の制限)

第7条　規則第15条ただし書による市長が定めた期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2　規則第15条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3　補助対象事業者が規則第15条ただし書の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(様式)

第8条　この要綱で定める事務手続に必要な様式は、別に定める。

(委任)

第9条　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日要綱第27号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年1月10日要綱第1号)

この要綱は、平成30年1月10日から施行し、改正後の日進市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附　則(平成31年3月25日要綱第11号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年12月2日要綱第52号)

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。ただし、別表第1非常勤職員雇用費の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和7年3月14日要綱第19号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助事業の内容、交付の対象及び補助対象経費等

区分	補助事業の内容	交付の対象	補助対象経費	補助基準額	補助率
民間保育所等運営費	民間保育所等に勤務する職員の処遇向上及び施設の運営改善を図るために人件費、管理費、整備費について補助する。	民間保育所等	(1)　人件費 （ア）　格差是正費 （イ）　延長保育実施費 (2)　管理費 (3)　整備費	別表第2による	10／10
非常勤職員雇用費	年休を行使するための代替職員費、休憩時間の確保のための非常勤職員、事務職員雇上費(1施設2名以内とする。)のほか、別表第3の障害児保育基準に適合する事業等保育事業実施を確保するため、その人件費について補助する。	民間保育所等	人件費 交通費	日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)に準じて算定した額	10／10
私的契約児保育実施費	民間保育所等において日進市保育園私的契約児入園取扱要領に定める対象児童を保育する場合の人件費、管理費、一般生活費について補助する。	民間保育所等	市内在住の私的契約児保育の実施に要する経費	公定価格と使用料との差額×各月初日在籍私的契約児童延数	10／10

産休等代替職員設置費	民間保育所等の職員が出産又は傷病のため長期にわたり継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を民間保育所等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するためその人件費について補助する。	民間保育所等	児童福祉施設等の職員の任用権を有する者の行う任用承認を受けた産休等代替職員に係る費用	任用の承認を行った産休等代替職員に係る費用として、日進市職員の育児休業に伴う任期付職員の任用に関する規則(平成15年日進市規則第40号)に従い決定した額以内で、当該産休等代替職員がその任用予定期間の範囲内において民間保育所等に勤務した日数により得た額	10／10
工事費(国庫補助対象事業に限る。)	園舎等の新築、増改築等に係る工事費及び賃貸物件により新たに保育所を設置する場合に要する改修費等について補助する。	民間保育所等	保育所等整備交付金の交付について(令和元年6月6日付け厚生労働省発子0606第2号厚生労働事務次官通知)の別紙「保育所等整備交付金交付要綱」及び「認定こども園施設整備交付金交付要綱」(平成27年5月21日文部科学大臣裁定)に規定する整備区分のうち創設、増改築、大規模修繕等及び防音壁整備に係る費用	国庫補助基準額に国、県及び市の負担割合を乗じて得た額の範囲内	
経常費	民間保育所等の園児の指導に要する材料等に係る費用について補助する。	民間保育所等		年度初日在籍で市内在住の園児のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に該当する教育・保育給付認定子ども1人に対し、16,000円を、同項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども(幼保連携型認定こども園に在籍する場合に限る)1人に対し、10,000円を限度とした額	
設備拡充費	施設整備に伴う初年度設備及び保育に係る物品・遊具等の購入並びに設置費用について補助する。(補助対象物品・遊具は、大型かつ長期的・日常的に使用可能なもので、通常の保育に係る短期間で償却できる物を除く。)	民間保育所等	物品購入及び遊具等設置に要する費用	国庫補助基準額に国、県及び市の負担割合を乗じて得た額の範囲内	
				国庫補助対象事業でない場合は、年間200万円を限度額とする。	10／10
地域活動事業費	次の各号に掲げる地域活動事業に要する経費について補助する。 (1)　老人福祉施設訪問等世代間交流事業 (2)　地域における異年齢児交流事業 (3)　保護者等への育児講座 (4)　郷土文化伝承活動 (5)　保育所退所児童等の交流 (6)　小学校低学年児童の受入れ (7)　地域の特性に応じた保育需要への対応	民間保育所等	保育所地域活動に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金	1件50万円を限度とし、年間100万円を限度額とする。	10／10

別表第2

補助金算出基準額表

区分	補助基準	補助金の使途
人件費	1　格差是正費 当該保育所に勤務する常勤職員及び非常勤保育士を常勤保育士として配置した場合の職員(以下「配置強化職員」という。)のAからKまでに掲げる金額の合計額(年額)から民間保育所等委託費に含まれる人件費相当	職員の給与(給与及び各種手当)及び社会保険等事業主負担金(退職共済事業事業主負担金を含む)

	額を控除した額以内の額とする。なお、対象となる職員は、所長(園長)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条に基づき配置される保育士のほか、嘱託医、栄養士又は管理栄養士及び調理員等とし、市長が必要と認める範囲内とする。ただし、調理業務の外部委託を行う場合は、当該委託費に含まれる人件費に係る部分を対象とする。 A　給料 市の給与条例(以下「条例」という。)で格付けされた額 B　特殊勤務手当 条例に定める額 C　扶養手当 条例に定める額 D　管理職手当 条例に定める額 E　地域手当 条例に定める額 F　期末勤勉手当 条例に定める額 G　時間外勤務手当(管理職手当支給者を除く) (A＋E)×0.05×12 H　通勤手当 条例に定める額 I　住居手当 条例に定める額 J　社会保険等事業主負担分 A×0.17 K　育児休業給 育児期間中に支払う社会保険料等事業主負担分 2　延長時間保育実施費 延長保育に当たる職員の給与、賃金及び各種保険等事業主負担金並びに当該保育の運営費	
管理費	基本分公定価格の事務費(人件費＋管理費)年額×0.05以内の額	民間保育所等運営費の管理費(年度末の未執行分について当該経費の2分の1以下の範囲内で人件費又は整備費に充当することができる。)
整備費	1　福祉医療機構からの借入金及び愛知県社会福祉協議会が行う民間社会施設振興資金借入金に係る当該年度に返済する元金及び利息の4分の3以内の額並びに日本私立学校振興・共済事業団からの借入金に係る当該年度に返済する利息の4分の1以内の額とする。	左記の借入金の返済
	2　施設の最低基準を確保するために必要な危険防止設備、衛生設備であって、市長が必要と認めた小規模の整備に要する経費の4分の3以内の額とする。	小規模整備の費用

別表第3

障害児保育実施基準

事項	内容
対象児童	1　保育を必要とする障害児で集団生活になじむもの。 2　中程度の障害児で日々通所できるもの。 3　心身の成長発達に有効と認められるもの。
対象施設	1　入所人員は障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内とし、8名を限度とする。 2　障害児の保育について知識、経験等を有する保育士が加配されていること。
その他	1　障害児の特性に応じ、便所、遊具等の整備された保育所に入所させるよう配慮すること。 2　障害児の保育は、原則として健常児との混合により行うこととし、この場合事故防止等の安全確保に十分留意すること。 3　入所については、原則として児童相談所等に障害程度の判定を求め、関係機関等を含めた審査会において検討のうえ入所決定をすること。

注)　この基準に適合しない事業については、市長が適当と認めたときは対象とすることがある。